

**平成30年度 社会福祉法人天竜厚生会
介護職員等の喀痰吸引等研修(第2号研修) 受講者募集要項**

1.目的

介護保険施設や障害者支援施設等において、適切に喀痰吸引等が実施できる介護職員等を養成することを目的とする。

2.対象者

介護保険施設や障害者支援施設等で勤務する介護職員等。

3.研修内容

第2号研修 不特定多数 の者対象	基本研修	講義50時間、筆記試験、演習(口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養、救急蘇生法)
	実地研修	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の 4行為のうちいずれか

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引は、通常の喀痰吸引とは別途、演習・実地研修が必要です。

4.日程(年1回実施)

基本研修	講義	7/24 (火)	7/25 (水)	7/26 (木)	7/31 (火)	8/1 (水)	8/6 (月)	8/7 (火)
	演習	8/8 (水)	8/9 (木)	※どちらか1日にお越しいただきます。				
	筆記試験	8/17 (金)	◎再試験日 (筆記試験不合格者)			8/24 (金)		
	その他	予備日:8/10(金) ※自然災害等で休講の場合						
実地研修		9月から順次実施						

会場

浜松市浜北区於呂4201-6 社会福祉法人天竜厚生会 研修センター

実地研修

実地研修(実習)は、基本的に受講者の事業所で実施していただきます。

受講生の事業所での実施が不可の場合は第2号研修で受講をお願いします。
ただし、口腔内・鼻腔内の吸引、胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養の3行為は、当方で実習施設を紹介することが可能ですが、ご希望に添えない場合もございます。

※気管カニューレ内部の吸引、経鼻経管栄養の2行為は実習施設の紹介はしていません。

研修中に受講者の事業所で急きょ実地研修ができなくなった場合は、上記同様に実習施設の紹介が可能ですが、実習時期の遅れや実習施設の紹介自体ができない場合もございます。

その他

研修センターは宿泊施設を兼ね備えておりますので、宿泊での受講も可能です。
(宿泊希望の方には別途ご連絡させていただきます。)

5.受講定員

35名

※応募者数が定員数を上回った場合は、自事業所(現在の勤務先)に喀痰吸引等の医療的ケアを必要とするご利用者がいる事業所職員を優先させていただきます。

6.受講料(税別)

金額は全て税抜価格です。下記に別途消費税がかかります。

(1)受講料 ￥75,000

◇養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している方、介護福祉士実務者研修を修了された方、第2号研修を修了された方は、下記の金額になります。

(新たに行為を追加・実地研修のみ受講の場合)の受講料 ￥15,000

(2)別途費用 ①テキスト代 ￥2,000
②他施設での実習費用(1行為あたり) ￥10,000
③筆記試験再試験料 ￥5,000 ※②、③は該当者のみ

7.申込方法

受講申込書(別紙)を下記へ郵送してください。

申込書は天竜厚生会ホームページからもダウンロードできます⇒ <http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/>

【郵送先】 〒434-0015 浜松市浜北区於呂4201-6
社会福祉法人天竜厚生会 研修センター 喀痰吸引等研修担当者 宛

【締切】 **平成30年6月5日(月) ※消印有効**

受講の可否は、申込締切後、2週間を目途に文書で通知いたします。受講が決まった方には、研修日程、受講料の支払い方法、研修に必要な書類など、詳細についてご案内いたします。

受講申込は平成30年3月より開始しますので、随時お申込みください。

8.研修の一部履修免除について

下記に該当する方は研修の一部が履修免除となります。
履修免除を希望される方は、当該研修修了を証明する書類をご提出ください。

- (1)養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目修了者、**介護福祉士実務者研修修了者【履修免除】**基本研修
- (2)喀痰吸引等研修第2号研修修了者【履修免除】基本研修、実地研修で実施した行為
- (3)「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知)に基づく研修修了者【履修免除】基本研修の演習のうち口腔内の吸引、実地研修のうち口腔内の吸引

9.その他

受講にあたって

遅刻・欠席は原則認めておりません(やむを得ない事情もしくは自然災害等を除く)。
全日程出席できることが受講条件となりますので、ご注意ください。

研修修了後の手続き等

- ・今回の研修修了者には「修了証書」を交付します。
- ・実際に痰の吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後に、県に申請を行い「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。
- ・「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員が、事業所で痰の吸引等の医療的ケアを行う際には、事業所として別途都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

—申込み・お問い合わせ先—
社会福祉法人天竜厚生会 研修センター
喀痰吸引研修担当 尾内・富田
TEL/053-583-1123

[E-mail/kensyu-center@tenryu-kohseikai.or.jp](mailto:kensyu-center@tenryu-kohseikai.or.jp)